

国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

〔平成17年11月9日〕
学 長 裁 定
改正 平成17年12月 6日
平成19年 7月26日
平成19年 9月12日
平成20年 3月17日
平成20年11月12日
平成21年 6月 5日

I 趣旨・目的

教育研究体制の一層の充実，教育研究水準の向上を図り，社会的貢献等に資するため，大学運営全般について，積極的かつ主体的に自己点検・評価を行い，その結果を大学運営等に活用，反映するとともに公表する。

II 評価の実施

1 評価の実施体制

- (1) 学長は，本学における当該年度の活動状況全般について，総括し，自己点検・評価を行う。
- (2) 国立大学法人鳴門教育大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）は，自己点検・評価を円滑に実施するための方策等について，審議し，必要な措置を講ずる。
- (3) 教職大学院自己点検・評価委員会は，大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻の教育の質の向上や改善等について評価を統括し，実施する。

2 評価事項

- (1) 年度計画
年度評価（国立大学法人評価委員会が毎事業年度に行う第三者評価）の制度に基づき，当該年度に係る事業の実施状況について自己点検・評価を実施する。
- (2) 自己点検・評価
特別支援教育専攻及び各コース（以下「コース等」という。）並びに教員は，学長が定める重点目標及び別に定める自己点検・評価項目について，自らが設定した目標により自己点検・評価を行い，学長はこれに基づき絶対評価を実施する。
- (3) 大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻に係る自己点検・評価
大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻は，別に定める実施要領に基づき，自己点検・評価を実施する。

(4) 自己点検

理事及び監事等は、次により自己点検を行う。

区 分	自 己 点 検 方 法
理 事	担当業務の活動状況及び年度計画の達成状況について自己点検する。
監 事	当該年度の監査結果報告書をもって自己点検に代える。
教 育 部 長	教育部の活動状況について、自己点検する。
委員会委員長	年度計画の達成状況について、自己点検する。
センター所長	センターの活動状況について、自己点検する。
附属学校長	附属学校園の活動状況について、自己点検する。
課 長	各課の業務執行状況について、自己点検する。

(5) 業績評価

学長は、教育研究活動等の評価項目（別紙1「教育研究活動等の業績評価項目一覧」）により、相対評価を実施する。

(6) 外部者を含めた教育・研究評価

評価委員会に教育及び研究の状況について外部者を含めた評価を行うため、次の評価部会を置く。

「教育評価部会」 教育の質の向上や改善に結びつけるシステムが機能しているかについて評価を実施する。

「研究評価部会」 研究の質の向上や改善に結びつけるシステムが機能しているかについて評価を実施する。

Ⅲ 評価の方法

1 自己点検・評価

(1) 目標の設定，中間報告及び自己点検・評価

イ 学長は、原則として毎年10月に、次年度に係る重点目標を設定する。

ロ コース等及び教員の自己点検・評価項目は、「学長の定める重点目標」、及び分野別の「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「本学への総合的貢献（特記事項）」、その他学長が必要と認めた事項とする。

ハ コース等及び教員は、評価対象期間の前年末にそれぞれに目標を設定し、別紙様式第1号「自己点検・評価報告書」により学長に提出する。なお、目標を設定するにあたっては、本学の中期目標・計画、年度計画を踏まえることとする。

ニ 学長は、提出された目標・計画について問題があると認められる場合は、再提出を求めることができる。

ホ 教員は、毎年10月末に、各目標・計画の進捗状況(中間報告)を別紙様式第2号「自己点検・評価報告書(中間報告)」により学長に提出する。

ヘ コース等及び教員は、各目標・計画ごとの「自己点検・評価水準」欄に評価記号を付すとともに、その根拠をそれぞれの「点検・評価」欄に併せて記述する。また、「本学への総合的貢献（特記事項）」の項目に、特色ある取組み、様々な工夫等特記する事項を記載するとともに、自己点検・評価の結果を総合的に判断し、「自己点検・評価水準」欄に評価記号を付し、翌年度の4月中に別紙様式第1号「自己点検・評価報告書」を提出する。（この際、学長の定める重点目標及び分野別の各項目における自己評価水準の平均と必

ずしも一致しなくてもよい。)

ト コース等及び教員は、学長による前年度に係る評価結果を踏まえ、既に提出している当該年度に係る自己点検・評価報告書（目標設定）を修正することができる。

(2) コース等及び教員が行う自己点検・評価は、次の5段階（S、A、B、C、D）とする。

【評価水準の位置付け】

S・・・年度当初の目標を大幅に上回って実施できた（非常に優れている）。

A・・・年度当初の目標を上回って実施できた（優れている）。

B・・・年度当初の目標を予定どおり実施できた（相応である）。

C・・・年度当初の目標を十分に実施できなかった（努力は見られるが、改善の余地もある）。

D・・・年度当初の目標を（ほとんど）実施できなかった（問題がある）。

2 業績評価

(1) 業績評価は、大学の教員を対象とする。

(2) 評価書の作成

イ 教員は、別紙1「教育研究活動等の業績評価項目一覧」に基づく業績を、毎年1月末までに別紙様式第3号「教育研究活動等の業績評価申告票」により、学長に提出する。

ロ 学長は、教育研究活動等の業績評価申告票に基づき評価書を作成する。

3 外部者を含めた教育・研究評価

(1) 評価事項

「教育評価部会」

イ 各事業年度に係る業務の実績

ロ コース等及び教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績

ハ 学生・大学院生による授業評価

ニ ファカルティ・ディベロップメント推進事業

ホ その他必要と認める事項

「研究評価部会」

イ 各事業年度に係る業務の実績

ロ コース等及び教員の自己点検・評価、教育研究活動等の業績

ハ その他必要と認める事項

(2) 評価の方法

教育評価部会及び研究評価部会は、各評価事項の活動内容及び結果の反映状況等について評価を行い、すみやかに、別紙様式第4号の「教育評価結果報告書」及び別紙様式第5号の「研究評価結果報告書」により、評価委員会に提出する。

IV 評価の検証

1 自己点検・評価

(1) 学長は、中期目標・中期計画等及び重点目標を踏まえ、コース等及び教員

が作成した自己点検・評価報告書を検証し、本学への貢献度等を加味したうえで、5段階（「(2) 評価水準の位置付け」S, A, B, C, Dを準用）の評価を行う。また、その際には「業績評価」の結果を踏まえて、総合的に判断する（総合評価）。

- (2) 学長は、教員が作成した自己点検・評価報告書(中間報告)を検証し、教員個人の目標・計画に係る進捗状況を把握する。
- (3) 学長は、自己点検・評価報告書を検証するに当たっては、関係者にヒアリングを実施することができる。
- (4) 学長は、理事、監事、教育部長、委員会委員長、センター所長、附属学校長、課長が行った自己点検について検証を行う。

V 評価結果の報告

自己点検・評価

- (1) 学長は、評価結果をコース等及び教員に通知する。
- (2) コース等及び教員は、評価結果に不服がある場合には、学長に対し申し出ることができる。

VI 評価結果の公開

自己点検・評価及び外部者を含めた教育・研究評価

評価委員会は、評価結果を「鳴門教育大学自己評価結果報告書」等にまとめ、適宜な方法により公表する。

VII 評価結果の活用・反映

1 自己点検・評価

- (1) 学長は、評価結果に基づき、必要に応じて優れた取組み並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果は、教育研究活動費及び給与等に反映させるための資料に供する。

2 優秀教員の表彰

学長は、教育、研究において最も優れている教員を表彰することができる。

3 外部者を含めた教育・研究評価

- (1) 学長は、教育評価部会及び研究評価部会の評価結果に基づき、関係委員会に優れた取組み及び改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるよう指示する。
- (2) 各種委員会委員長は、評価結果に基づく学長からの指示により、所要の措置を講ずる。

附 則

この要領は、平成17年11月9日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年12月6日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年7月26日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年9月12日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年11月12日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年 6月 5日から施行する。